

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【公開番号】特開2014-165190(P2014-165190A)

【公開日】平成26年9月8日(2014.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2014-048

【出願番号】特願2013-32080(P2013-32080)

【国際特許分類】

H 01 L 33/48 (2010.01)

H 01 L 33/52 (2010.01)

F 21 V 19/00 (2006.01)

F 21 Y 115/10 (2016.01)

【F I】

H 01 L 33/00 4 0 0

H 01 L 33/00 4 2 0

F 21 V 19/00 1 5 0

F 21 V 19/00 1 7 0

F 21 Y 101:02

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月19日(2016.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1発光装置と、

前記第1発光装置上に重ねられた第2発光装置と、

を備え、

前記第1発光装置は、長手方向に延び、複数の貫通孔を有する第1基板と、前記第1基板の表面上に配置される複数の第1発光素子と、前記第1発光素子を封止する第1封止部材とを有し、

前記第2発光装置は、前記長手方向に延びる第2基板と、前記第2基板の表面上に配置され、前記複数の貫通孔から露出される複数の第2発光素子と、前記第2発光素子を封止する第2封止部材とを有し、

前記第2封止部材の最頂部は、前記第1基板の前記表面の上方に位置する、  
発光装置の積層体。

【請求項2】

前記第1基板の主面の1cm<sup>2</sup>当たりにおける前記第1基板と前記複数の第1発光素子と前記複数の第1封止部材との重量の和は、1g以下である、  
請求項1に記載の発光装置の積層体。

【請求項3】

前記第1基板の主面の1cm<sup>2</sup>当たりにおける前記複数の第1発光素子の数は、0.05個以上10個以下である、

請求項1又は2に記載の発光装置の積層体。

【請求項4】

色温度20000Kにおける前記複数の第1発光素子の明るさは、9000lm以上で

ある、

請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の発光装置の積層体。

【請求項 5】

前記第 1 基板は、可撓性の基体と、前記基体の主面上に形成される複数の配線部と、前記複数の配線部上に形成され、前記複数の配線部それぞれの一部が露出する複数の開口を有する被覆膜と、を有し、

前記複数の配線部は、前記基体の 50 % 以上を覆っている、

請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の発光装置の積層体。

【請求項 6】

前記長手方向における前記第 1 基板の長さは、前記長手方向に直交する短手方向における前記第 1 基板の長さの 5 倍以上 200 倍以下である、

請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の発光装置の積層体。

【請求項 7】

前記第 2 封止部材は、前記第 1 基板及び前記第 2 基板に跨って配置される、

請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の発光装置の積層体。